

平成19年度住民税

税務課  
☎0854-40-1034  
本年度の個人住民税（市民税、県民税）を課税します。  
住民税の納期は、6月、8月、10月および翌年1月の年4回です。口座振替を選択された方は、各期の末日が振替日ですので、指定口座が残高不足にならないようご注意ください。ただし、サラリーマンの方は、6月から給料天引による納付となります。

【主な改正内容】  
平成19年度から適用される主な改正内容は次のとおりです。

- 【住民税課税の概要】
- 納税義務者  
平成19年1月1日に雲南市内に住所がある人
  - 課税されない人
    - 生活保護法によって生活扶助を受けている人
    - 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人
    - 前年の合計所得金額が一定の基準以下の人
  - 均等割額
 

市民税	3,000円
県民税	1,500円
計	4,500円
  - 所得割額（前年中の所得金額を基礎として市民税6%、県民税4%の利率により計算）  
 $(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除等}$   
県民税のうち500円は「水と緑の森づくり税」です。

- 所得割の税率  
国から地方への税源移譲により所得割の税率が変わりました。所得の多い少ないにかかわらず、一律に市民税6%、県民税4%となっております。
- 調整控除  
所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも課税所得金額は住民税の方が所得税よりも大きくなります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。
- 65歳以上の方に適用される非課税限度額の廃止に伴う

人工透析患者への通院費助成

長寿障害福祉課

☎0854-40-1044

雲南市では医療機関において人工透析を受けている身体障害者に対して、人工透析のため通院する際の通院費の一部を助成しています。

現在この通院費を受給されている方は、受給期間が6月30日までとなっておりますので、7月1日以降も受給を希望される方は更新の手続きを行ってください。

この届けで7月から翌年6月分までの支給認定の決定が行われます。

○手続きを行う場所  
最寄りの健康福祉センター又は健康福祉部長寿障害福祉課

○手続きに必要な物

・印鑑 ・身体障害者手帳

・平成18年1月1日以降に転入された方は、平成18年度所得税が課税されているかどうか分かるもの  
申請書類は窓口にあります。

○支給対象者

雲南市にお住まいの身体障害者手帳を所持する方で、現に通院により人工透析

1. 所得割の税率

国から地方への税源移譲により所得割の税率が変わりました。所得の多い少ないにかかわらず、一律に市民税6%、県民税4%となっております。

2. 調整控除  
所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも課税所得金額は住民税の方が所得税よりも大きくなります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。

3. 65歳以上の方に適用される非課税限度額の廃止に伴う

を受けている方

ただし、対象者が次のいずれかに該当するときは支給することが出来ません。

- ・雲南市に住所を有しない
- ・前年（1月から6月の通院費に関しては前々年）中の所得について所得税が課税されている
- ・医療機関の自家用車又はこれに準ずるものによる送迎を受けて通院している
- ・医療機関への通院に要する交通費について、他の公的扶助を受けることが出来るとき

○支給額  
医療機関への交通費（身体障害者手帳所持者にかかる運賃割引制度を利用して公共交通機関を利用した場合の運賃を基準とする）に10分の5を乗じて得た額

食中毒を予防しよう

健康推進課

☎0854-40-1046

【食中毒予防について】

気温・湿度が高くなり食中毒が発生しやすい季節を迎えます。次のことに十分に気を付けて食中毒を予防しましょう。

経過措置  
昭和15年1月2日以前生まれで前年の合計所得金額が125万円以下の人については、次のとおり減額されます。

	平成19年度
均等割（市民税）	2,000円
均等割（県民税）	1,100円
所得割（市県民税）	3分の1を減額

平成20年度分からは全額課税になります。

4. 定率控除の廃止  
平成19年度から定率控除は廃止になりました。

雲南地域における巡回女性相談の実施

健康推進課

☎0854-40-1046

雲南地域において、県の『巡回女性相談』が、児童相談所主催で下の表のとおり実施されます。  
当日は、松江地方法務局雲南支局の特設人権相談もあわせて実施されます。  
相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

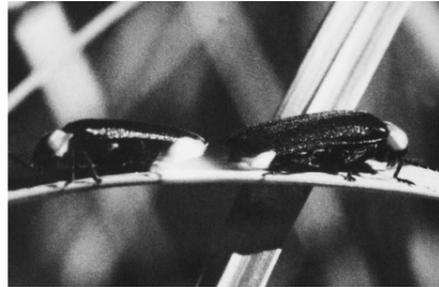
開催月日	開催会場	時間
6/1 (金)	農村環境改善センター (赤来)	10:00~15:00
6/13 (水)	地域福祉センター (大東)	10:00~15:00
7/27 (金)	まめなかセンター (掛合)	9:00~13:00
8/23 (木)	さつき会館 (頓原)	10:00~15:00
9/6 (木)	カルチャープラザ仁多 (仁多)	10:00~15:00
9/7 (金)	ふるさとセンター (吉田)	10:00~15:00
12/4 (火)	三刀屋総合センター (三刀屋)	10:00~13:00
12/6 (木)	ラメール (加茂)	9:00~12:00
H20 3/11 (火)	チェリヴァホール (木次)	10:00~15:00
3/13 (木)	横田コミュニティセンター (横田)	10:00~15:00

また、雲南市内で開催される定期的な相談日もありますので、出雲児童相談所（0853-21-8789）にお問い合わせください。  
定期的な相談日の開設  
【日時】  
毎月第1、3水曜日（月2回）  
午前10時～午後3時まで  
【場所】  
島根県東部福祉事務所  
実施日前日までに予約が必要。

今年もほたる観賞バスを運行します！

毎年この時期、多くの人を魅了している赤川ほたる。赤川ほたる保存会では、今年もほたる観賞バスを次の日程で運行します。  
ご家族連れやグループで、川のほとりに無数のほたるが乱舞する幻想的な風景を楽しみませんか？

- 日 程 6月9日（土）、15日（金）  
2日とも神楽鑑賞ができます。  
天候により運行を中止する場合があります。
- 出発時間 19:00（受付は18:30～）
- 集合場所 健康ランドゆとりの里駐車場  
（大東町中湯石222-3）
- 料 金 大人（高校生以上） 700円  
小人（小中学生） 500円  
幼児（幼稚園以下） 無 料
- 定 員 52名（要予約）
- 問い合わせ 赤川ほたる保存会事務局  
電話43-8164



- 調理時、食事前、排便後に石けんで手を洗い、流水でよく流しましょう。
- 食品は75℃以上で、1分間以上、十分加熱し早く食べるようにしましょう。
- 生物は避け、井戸水などの自家用水は煮沸してから飲用しましょう。
- 腹痛・下痢などの症状がでたら、早めに医療機関へ相談しましょう。

広 告 枠

私たちは、雲南市のまちづくりを応援しています。

広 告 枠

私たちは、雲南市のまちづくりを応援しています。